

告 示

埼玉県告示第二百八十号

平成二十二年埼玉県告示第四百八十五号（埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

第四号イを次のように改める。

イ ガソリン自動車又はディーゼル自動車のうち、次に掲げる自動車

- (1) 乗用自動車で、平成三十二年燃費基準達成車又は燃費基準実施要領に基づく平成二十七年燃費基準を十パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車

- (2) 軽量貨物車又は中量貨物車で、平成二十七年燃費基準達成車

第四号中ロを削り、ハをロとする。